日本人の配偶者(As Spouse, Child of Japanese)

- 1. 旅券(オリジナルと身分事項のコピー)
- 2. 査証申請書 (オリジナル)
- 署名は旅券と同じ書体にしてください
- 3. 写真1枚3 X 4 cm (最近撮影した鮮明なもの)
- 4. 申請人の身分証明書RG (認証済みのコピー)
- 5. 申請人の住所証明のコピー
- 6. 申請人の配偶者の身分証明書RNE (認証済みのコピー) ※日本人配偶者がブラジルに居住している場合のみ
- 7. 婚姻証明書(過去2ヶ月以内に発行されたもの) (認証済みのコピー)
- 8. 婚姻事実が記載された戸籍謄本又は戸籍の全部事項証明書 (1年以内に発行されたもの) (オリジナルとコピー)
- 9. 申請人の日本人配偶者の下記の書類(有効期間:3ヶ月)
- a)日本人配偶者が日本から申請人を呼び寄せる場合
- . 身元保証書(オリジナル)
- ・ 在職証明書(オリジナル)
- ・ 住民票 (オリジナル)
- ・ 旅券のコピー (身分事項、署名欄、査証、出入国印等のページ)
- ・収入証明書:下記書類いずれかの1点(オリジナルとコピー)
 - 源泉徴収票
 - · 所得証明書
 - 確定申告書控
 - ・給与明細書(直近の過去3ヶ月分)
- b)日本人配偶者が日本に申請人と同時入国する場合
- . 身元保証書 (オリジナル)
- ・ 旅券のコピー (身分事項、署名欄、査証、出入国印等のページ)
- ・ 日本人配偶者の下記書類のいずれか1点
 - ・雇用内定書(オリジナル)
 - ・日本又はブラジルの会社からの辞令書 (駐在員が日本の本社に戻る場合など) (オリジナルとコピー)
 - ・最新の在職証明書

(日本人配偶者が休暇中の場合) (オリジナル)

備考:

- 1. 査証の有効期間:申請人は、査証発給日より3ヶ月以内に日本に入国しなければなりません。
- 2. 旅券の有効期間: 旅券は、原則として申請時に残存有効期間が6ヶ月以上であるもの。
- 3. 必要に応じて、他の書類の提出をお願いする場合があります。